

別表第1（第2条関係）

種 目		対象者	対象年齢	性能等	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹の機能障がい2級以上の者	18歳以上	腕、脚等の訓練をすることができる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整することができる機能を有するもの	8年
		難病患者等であって寝たきりの状態にある者	—		
	特殊マット	下肢又は体幹の機能障がい2級以上の者	3歳以上18歳未満		5年
		下肢又は体幹の機能障がい1級の者（常時介護を要する者に限る。）	18歳以上		
		児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者又は知的障がい児（以下この表において「知的障がい者等」という。）として判定され、障がいの程度が重度又は最重度である者	3歳以上		
		難病患者等であって寝たきりの状態にある者	—		
	特殊尿器	下肢又は体幹の機能障がい1級の者（常時介護を要する者に限る。）	学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
		難病患者等であって自力で排尿することができない者	—		
	入浴担架	下肢又は体幹の機能障がい2級以上の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	3歳以上	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
	体位変換器	下肢又は体幹の機能障がい2級以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	学齢児以上	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
		難病患者等であって寝たきりの状態にある者	—		
	移動用リフト	下肢又は体幹の機能障がい2級以上の者	3歳以上	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他の住宅改修を伴うものを除く。	4年
		難病患者等であって下肢又は体幹の機能に障がいのある者	—		
	訓練椅子	下肢又は体幹の機能障がい2級以上の者	3歳以上18歳未満	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹の機能障がい2級以上の者	学齢児以上 18歳未満	腕又は脚の訓練をすることができる器具を備えたもの	8年
		難病患者等であって下肢又は体幹の機能に障がいのある者	—		

自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹の機能障がいを有する者であって、入浴に介助を必要とするもの	3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助することができ、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
		難病患者等であって入浴に介助を要する者	—		
便器	下肢又は体幹の機能障がい2級以上の者	学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる。)。ただし、取替え又は住宅改修を伴うものを除く。	8年	
	難病患者等であって當時介護を要する者	—			
頭部保護帽	(1) 平衡機能障がい又は下肢若しくは体幹の機能障がいを有する者 (2) てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 (3) 知的障がい者等であって障がいの程度が重度又は最重度であり、頻繁に転倒する者	—	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護することができる性能を有するもの	3年	
T字状・棒状のつえ	平衡機能障がい又は下肢若しくは体幹の機能障がいを有する者	3歳以上	対象者が容易に使用し得るもの	3年	
移動・移乗支援用具	平衡機能障がい又は下肢若しくは体幹の機能障がいを有する者であって、家庭内の移動等において介助を必要とするもの	3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 (1) 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの	8年	
	難病患者等であって下肢が不自由な者	—			
特殊便器	(1) 上肢の機能障がい2級以上の者 (2) 知的障がい者等であって障がいの程度が重度又は最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	学齢児以上	足踏ペダルにて温水温風を出し得るものの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	
	難病患者等であって上肢の機能に障がいのある者	—			
火災警報器	(1) 視覚障がい2級以上、聴覚障がい2級以上又は下肢若しくは体幹の機能障がい2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯) (2) 知的障がい者等であって障がいの程度が重度又は最重度である者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な	—	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	

	障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯)				
自動消火器	(1) 視覚障がい2級以上、聴覚障がい2級以上又は下肢若しくは体幹の機能障がい2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯） (2) 知的障がい者等であって障がいの程度が重度又は最重度である者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯） (3) 難病患者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8年	
ガス漏れ警報器	(1) 視覚障がい2級以上、聴覚障がい2級以上又は下肢若しくは体幹の機能障がい2級以上の者（ガス漏れの感知及び対応が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯） (2) 知的障がい者等であって障がいの程度が重度又は最重度である者（ガス漏れの感知及び対応が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	ガス漏れを感知し、音又は光を発して知らせるとともに、自動的にガス漏れを遮断し得るもの	5年	
電磁調理器	(1) 視覚障がい2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） (2) 知的障がい者等であって障がいの程度が重度又は最重度である者	18歳以上	対象者が容易に使用し得るもの	6年	
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの	10年	
聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級以上の者（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	18歳以上	音、声音等を視覚、触覚等により知覚することができるもの	10年	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障がい3級以上で持続携行式腹膜透析（CAPD）による透析療法を行う者	3歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
	ネプライザー	呼吸器機能障がい3級以上又はこれと同程度の障がいを有	—	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年

	するとの医師の判断による書面をもって証明された障がい者又は障がい児であつて必要と認められる者				
	難病患者等であつて呼吸器機能に障がいのある者	—			
電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上又はこれと同程度の障がいを有するとの医師の判断による書面をもって証明された障がい者又は障がい児であつて必要と認められる者	—	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	
	難病患者等であつて呼吸器機能に障がいのある者	—			
自家発電機 又は蓄電池	医療的ケアが必要な者又は難病患者等であつて、在宅において人工呼吸器、ネプライザー、電気式たん吸引器等の電源を必要とする機器を使用している者	—	災害時に使用することを想定したものであつて、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。	自家発電機にあつては10年、蓄電池にあつては5年	
酸素ポンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行なう者	18歳以上	対象者が容易に使用し得るもの	10年	
盲人用体温計(音声式)	視覚障がい2級以上の者(視覚障がい者及び視覚障がい児のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの	5年	
盲人用体重計	視覚障がい2級以上の者(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18歳以上	対象者が容易に使用し得るもの	5年	
盲人用血圧計(音声式)	視覚障がい2級以上の者(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18歳以上	対象者が容易に使用し得るもの	5年	
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器機能障がい3級以上の者又は心臓機能障がい3級以上の者であつて、在宅酸素療法又は人工呼吸器の装着が必要な者	—	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	
	難病患者等であつて人工呼吸器の装着が必要な者				
情報・意 思疎通 支援用 具	携帯用会話補助装置	音声又は言語の機能障がいを有する者若しくは肢体不自由の者であつて、発声・発語に著しい障がいを有する者	学齢児以上	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	5年
	情報・通信支援用具	上肢の機能障がい2級又は視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	障がい者等向けのパーソナルコンピュータ周辺機器又はアプリケーション	5年

			ションソフト	
点字ディスプレイ	視覚障がい2級以上の者で、必要と認められる者	18歳以上	文字等のコンピュータの画像情報を点字等により示すことのできるもの	6年
点字器	視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの	7年 (携帯型は5年)
点字タイプライター	視覚障がい2級以上の者(本人が就労し、若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者に限る。)	学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの	5年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	(1) 音声等により操作ボタンを知覚し、又は認識することができ、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの	6年
			(2) 音声等により操作ボタンを知覚し、又は認識することができ、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの	
視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの	6年
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がいを有する者であつて、本装置により文字等を読み、又は聞くことが可能になる者(文字を音声で読み上げる機能が付加された視覚障がい者用拡大読書器の給付を受けようとする場合には、その読み上げられた音声を理解することができるものに限る。)	学齢児以上	画像入力装置によって印刷物等を撮影し、又は読み込み、その文字等を拡大した画像を、簡単にモニターに映し出すことができるもの(当該読み込んだ文字を音声で読み上げる機能が付加されたものを含む。)	8年
盲人用時計	視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの	10年
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がいを有する者又は発声・発語に著しい障がいを有する者であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	—	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用できるもの	5年
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がいを有する者であつて本装置によりテレビの視聴が可能になる者	—	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい児・者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい児・者向け緊急信号を受信するも	6年

				ので、対象者が容易に使用し得るもの	
人工喉頭	喉頭摘出により音声機能の障がいを有し、本装置により発声が可能となる者	—	(1) 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの（笛式） (2) 頸下部に当てた電動版を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電動式）	4年 5年	
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がいを有する者	—	点字により作成された図書	—	
音声タグレコーダー	視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	I Cタグに登録された当該音声情報を読み取り、内容を音声として知らせる機能を有するもので、対象者が容易に使用できるもの	6年	
地デジ対応ラジオ	視覚障がい2級以上の者	—	テレビ音声及びAM/FM放送を受信する機能を有し、対象者が容易に使用することができるもの	6年	
視覚障がい者用音声通信装置	視覚障がい2級以上の者	16歳以上	文章及び文字を音声に変換する機能を有する携帯電話で、対象者が容易に使用することができるもの	5年	
排せつ管理支援用具	ストマ用器具	ストマ造設者	(1) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製（消化器系） (2) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製（尿路系）	—	
			(1) 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用器具を装着することができない者で、必要と認められるもの (2) 二分脊椎等の先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障がいのため、次のア又はイのいずれかに該当する者（3歳未満で発症した者に限る。） ア 高度の排尿又は排便の機能障がいのある者で、必要と認められるもの イ 身体障がいの程度が1級であって、排尿又は排便の意思表示が困難な者で、必要と認められるもの	3歳以上 (左欄第5号に掲げるものについては、3歳以上20歳未満のものに限る。)	(1) 紙おむつ (2) サラシ、ガーゼ、脱脂綿 (3) 洗腸器具（耐用期間6か月程度）

	(3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便の機能障がいのある者で、必要と認められるもの (4) 3歳未満で発症した脳性麻痺等の脳原性運動機能障がいにより排尿又は排便の意思表示が困難な者であって、必要と認められるもの (5) 排尿又は排便の意思表示が困難な者で、医師の判断による書面をもって必要と認められる次のア又はイのいずれかに該当するもの ア 知的障がい者等であって障がいの程度が重度又は最重度であるもの イ 3歳以上で発生した症状又は事由に起因する下肢又は体幹の機能障がい2級以上のもの			
収尿器	高度の排尿の機能障がいのある者	—	(1) 男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるものとする。ラテックス製又はゴム製 (2) 女性用 A普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	1年
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具 下肢若しくは体幹の機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)を有する者であって、障害等級3級以上の者(特殊便器への取替えをする場合は、上肢の機能障がい2級以上の者) 難病患者等であって下肢又は体幹の機能に障がいのある者(特殊便器への取替えをする場合は、上肢の機能に障がいのある者)	学齢児以上 —	対象者の移動等を円滑にする用具で、設置に当たり小規模な住宅改修を伴うもの	—

備 考

- 1 脳原性運動機能障がいについては、上肢、下肢又は体幹の機能障がいに準じて取り扱うものとする。
- 2 対象者の年齢要件が、3歳以上又は学齢児以上である場合において、市長が特に必要であると認めるときは、3歳未満又は学齢児未満の者であっても、この事業の対象者とすることができるものとする。